

令和 6 年 11 月 1 日

お客さま各位

甲府信用金庫

貸金庫・自動貸金庫規定の改正について

このたび、下記の規定を改正しますので、お知らせします。
なお、改正後の規定につきましては、既にご契約いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 自動貸金庫規定

2. 改正日

令和 6 年 11 月 18 日

3. 改正内容

改正内容は、別添の各新旧比較表をご確認ください。
改正後の規定は下記の URL からご確認いただけます。

https://www.kofushinkin.co.jp/04service/kashi_kinko.html

以 上

改正後	改正前	備考
<p>(格納品の範囲) 第1条 省略</p> <p>(契約期間) 第2条 契約期間は、契約日から借主または当金庫が解約の申出をしたときまでとします。</p> <p>(使用料) 第3条 (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により、4月1日から翌年3月末日までの1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約時の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月末日までを月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する4月1日から適用します。 (3) 解約の申出があった場合は、明渡し完了したのち、解約日の属する月の翌月から最初に到来する3月末日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>(解約等) 第12条 (1) 省略 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。 ①～⑥ 省略 (3) ～ (4) 省略 (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または使用料支払い済期間の翌月から明渡しの日の属する月</p>	<p>(格納品の範囲) 第1条 省略</p> <p>(契約期間等) 第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫が解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>(使用料) 第3条 (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>(解約等) 第12条 (1) 省略 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑥ 省略 (3) ～ (4) 省略 (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の</p>	<p>☞ 削除</p> <p>☞ 1年更新の契約を廃止し解約の申出をしたときまでに変更</p> <p>☞ 使用料徴求期間を明記</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除、変更</p> <p>☞ 契約時の使用料徴求期間を明記</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う変更</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除、変更</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う変更</p>

【貸金庫規定 新旧比較表】

網掛が変更箇所、取消線が削除箇所

改正後	改正前	備考
<p>までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(6)～(7)省略</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月 1日改正 令和 2年 4月 1日改正 令和 6年11月18日改正</p>	<p>属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(6)～(7)省略</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日改正 令和 2年 4月1日改正</p>	<p style="text-align: right;">改正日追加</p>

改正後	改正前	備考
<p>(格納品の範囲) 第1条 省略</p> <p>(契約期間) 第2条 契約期間は、契約日から借主または当金庫が解約の申出をしたときまでとします。</p> <p>(使用料) 第3条 (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により、4月1日から翌年3月末日までの1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約時の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月末日までを月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する4月1日から適用します。 (3) 解約の申出があった場合は、明渡し完了したのち、解約日の属する月の翌月から最初に到来する3月末日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>(解約等) 第12条 (1) 省略 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。 ①～⑦ 省略 (3) ～ (4) 省略 (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または使用料支払い済期間の翌月から明渡しの日の属する月</p>	<p>(格納品の範囲) 第1条 省略</p> <p>(契約期間等) 第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫が解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>(使用料) 第3条 (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>(解約等) 第12条 (1) 省略 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑦ 省略 (3) ～ (4) 省略 (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の</p>	<p>☞ 削除</p> <p>☞ 1年更新の契約を廃止し解約の申出をしたときまでに変更</p> <p>☞ 使用料徴求期間を明記</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除、変更</p> <p>☞ 契約時の使用料徴求期間を明記</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う変更</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除、変更</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う削除</p> <p>☞ 1年更新廃止に伴う変更</p>

【自動貸金庫規定 新旧比較表】

網掛が変更箇所、取消線が削除箇所

改正後	改正前	備考
<p>までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(6)～(7)省略</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日改正 令和2年4月1日改正 令和6年11月18日改正</p>	<p>属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(6)～(7)省略</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日改正 令和2年4月1日改正</p>	<p style="text-align: right;">改正日追加</p>